

国の債権に係る情報の公表

防衛省（一般会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和2年度									令和3年度						令和4年度											
	管理対象債権額			消滅額						管理対象債権額			消滅額			管理対象債権額			消滅額								
	前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分			本年度発生分			前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分			本年度発生分			前年度以前発生 未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分			本年度発生分		
				うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額				うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額				うち不納欠損額					
合計	63,396	16,197	47,198	55,859	8,711	150	47,148	-	63,860	17,336	46,524	56,863	10,425	40	46,437	-	71,512	18,527	52,985	64,952	12,127	15	52,824	0			
備考	(主な歳入金債権) 返納金債権 24,808 病院等療養費債権 15,410 物件貸付料債権 6,893			(主な歳入金債権) 返納金債権 24,704 病院等療養費債権 15,130						(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 20,721 返納金債権 18,785 物件貸付料債権 6,353			(主な歳入金債権) 病院等療養費債権 20,462 返納金債権 18,608						(主な歳入金債権) 返納金債権 31,559 病院等療養費債権 17,150 物件貸付料債権 5,808			(主な歳入金債権) 返納金債権 31,378 病院等療養費債権 16,884					

※1 消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和三十七年大蔵省令第四百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

※2 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和4年度

不納欠損額の内訳

防衛省所管
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	18	3,077,129	18	3,077,129	(目) 病院等療養費債権 2,757,437円 (目) 立替金返還金債権 319,692円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	15	350,472	64	12,272,145	79	12,622,617	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、 援用の見込み）	15	350,472	58	8,233,892	73	8,584,364	【本年度発生分】 (目) 病院等療養費債権 345,630円 (目) 損害賠償金債権 4,842円 【前年度以前発生分】 (目) 病院等療養費債権 8,215,354円 (目) 返納金債権 8,113円 (目) 損害賠償金債権 10,425円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執 行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務 者が免責）	-	-	6	4,038,253	6	4,038,253	(目) 病院等療養費債権 269,052円 (目) 損害賠償金債権 3,768,695円 (目) 費用弁償金債権 506円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない 旨決定）	-	-	-	-	-	-	

令和3年度

不納欠損額の内訳

防衛省所管
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	2	40,290	1	26,516	3	66,806	【本年度発生分】 （目）返納金債権 2,010円 （目）損害賠償金債権 38,280円 【前年度以前発生分】 （目）損害賠償金債権 26,516円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	55	26,340,393	55	26,340,393	（目）病院等療養費債権 1,065,278円 （目）物件使用料債権 5,942,932円 （目）利息債権 11,379,952円 （目）損害賠償金債権 7,782,058円 （目）延滞金債権 170,173円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	156	14,422,986	156	14,422,986	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、 援用の見込み）	-	-	130	5,908,479	130	5,908,479	（目）病院等療養費債権 4,312,712円 （目）利息債権 44,747円 （目）損害賠償金債権 1,531,905円 （目）延滞金債権 19,115円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	2	2,125	2	2,125	（目）損害賠償金債権 2,125円
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執 行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務 者が免責）	-	-	24	8,512,382	24	8,512,382	（目）病院等療養費債権 866,350円 （目）物件使用料債権 680,787円 （目）返納金債権 134,480円 （目）損害賠償金債権 6,830,765円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない 旨決定）	-	-	-	-	-	-	

令和2年度

不納欠損額の内訳

防衛省所管
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	21	2,591,535	21	2,591,535	(目) 病院等療養費債権 2,555,547円 (目) 公務員宿舍使用料債権 35,988円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	100	147,879,723	100	147,879,723	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、 援用の見込み）	-	-	6	909,679	6	909,679	(目) 損害賠償金債権 909,679円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	88	145,983,492	88	145,983,492	(目) 返納金債権 131,008,666円 (目) 弁償金債権 74,552円 (目) 損害賠償金債権 14,900,274円
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について 限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執 行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務 者が免責）	-	-	6	986,552	6	986,552	(目) 病院等療養費債権 310,000円 (目) 返納金債権 79,015円 (目) 損害賠償金債権 597,537円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上 争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない 旨決定）	-	-	-	-	-	-	